



金沢市公報

号外第4号の3

令和2年(2020年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●条 例

○金沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (衛生指導課)	1
○金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例 (〃)	7
○金沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (〃)	10
○金沢市興行場法施行条例の一部を改正する条例 (〃)	12
○金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (環境指導課)	12
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	12

○金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例 (〃)	14
○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)	15
○金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 (〃)	16
○金沢市営住宅条例及び金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	16
○金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (企業総務課)	18
○金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例 (〃)	19
○金沢市消防団条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	19

条 例

金沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第21号

金沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

金沢市旅館業法施行条例（平成24年条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 構造設備の基準（第7条・第8条）
- 第3章 清純な施設環境を保持すべき施設等（第9条・第10条）
- 第4章 宿泊者の衛生に必要な措置の基準（第11条）
- 第5章 旅館業の適正な運営（第12条—第17条）
- 第6章 雜則（第18条・第19条）
- 第7章 帽則（第20条）

附則

第1章 総則

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、旅館業の適正な運営の確保について、基本理念を定め、並びに市及び営業者等の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他の旅館業の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、宿泊者に安全で安心な宿泊環境を提供し、かつ、市民の安全で安心な生活環境を確保し、もって本市における旅館業の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条中「による」の次に「ほか、次に定めるところによる」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者 法第3条第1項の許可の申請をしようとする者をいう。
- (2) 営業者 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者をいう。
- (3) 営業者等 営業者（申請者を含む。）その他の旅館業に携わる者をいう。
- (4) 管理者 第12条第3項に規定する体制の責任者をいう。
- (5) 管理者等 管理者その他旅館業の施設においてその営業に従事する者をいう。
- (6) 管理者不在簡易宿所 簡易宿所営業の施設のうち、宿泊者が利用する間、当該施設又は同一の若しくは隣接する敷地内にある施設に管理者等が常に駐在するもの以外の施設をいう。
- (7) 施設外玄関帳場 管理者不在簡易宿所において、玄関帳場に代わる設備として当該管理者不在簡易宿所の外部に設ける設備であって、宿泊しようとする者との面会に適するものをいう。
- (8) 近隣住民 法第3条第1項の許可に係る施設の近隣に居住する者であって、当該施設における旅館業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがあるものをいう。

第8条を第19条とし、同条の次に次の1章を加える。

第7章 罰則

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第16条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者（宿泊者を除く。）

第7条を第15条とし、同条の次に次の2条、章名及び1条を加える。

(勧告及び命令)

第16条 市長は、営業者が第12条の規定に違反した場合であって、旅館業による公衆衛生上の危害の発生又は拡大のおそれがあるときその他旅館業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、営業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

(公表)

第17条 市長は、営業者に対し、法第7条の2各項若しくは法第8条若しくは前条第2項の規定による命令又は法第8条の規定による許可の取消し（以下「命令等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令等を受けた営業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 命令等に係る施設の所在地
- (3) 命令等の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

第6章 雜則

(報告徴収及び立入検査)

第18条 市長は、旅館業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、営業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、営業者が旅館業を営む施設その他関係施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者及び宿泊者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6条の見出しを削り、同条第5号中サをツとし、コをチとし、同号ケ中「気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備」を「気泡発生装置等」に、「にあっては、浴槽水に浴用剤を加えない」を「は、次による」に改め、同号ケに次のように加える。

- (ア) 連日使用する浴槽水を使用しないこと。ただし、適切な衛生措置を行うときは、この限りでない。
- (イ) 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないよう清掃及び消毒を行うなど、適切に管理すること。
- (ウ) 浴槽水に浴用剤を加えないこと。

第6条第5号中ケをサとし、同号サの次に次のように加える。

シ 水位計配管は、内部に生物膜が形成されないよう消毒すること。

ス 貯湯槽を設ける場合は、次によること。

- (ア) 貯湯槽内の湯水の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯水を消毒すること。

- (イ) 貯湯槽内の生物膜の状況を監視するとともに、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

セ 調節箱を設ける場合は、内部の生物膜の状況を監視するとともに、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

ソ 浴室のシャワー設備は、内部の水が置き換わるよう定期的に通水し、清掃及び消

毒を行うなど、適切に管理すること。

タ 屋外に浴槽を設ける場合は、浴槽に植栽等の土が入り込まないよう注意するなど、適切に管理すること。

第6条第5号クただし書中「壁面」を「内部」に改め、同号クを同号コとし、同号中キをケとし、力をクとし、同号才中「と浴槽との間の配管は、適宜消毒を行い、」を「及び循環配管（湯水を浴槽と濾過器等との間で循環させるための配管をいう。）は、1週間に1回以上高濃度の塩素その他の適切な薬剤により消毒するとともに、1年に1回程度は適切な方法により」に改め、同号才を同号キとし、同号エ中「1週間」を「、1週間」に改め、「とともに、消毒を行う」を削り、同号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イ中「（客室に設けられた浴室の浴槽水で、使用の都度換水するものを除く。ウにおいて同じ。）」を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 浴槽水（客室に設けられた浴室の浴槽水で、使用の都度換水するものを除く。ウからオまでにおいて同じ。）及び上がり湯の温度は、常に適温に保つこと。

ウ 浴槽水は、常に満ちているようにすること。

第6条を第11条とし、同条の次に次の章名及び3条を加える。

第5章 旅館業の適正な運営

(旅館業の適正な実施)

第12条 営業者は、施設の内部又は施設外玄関帳場において、面接の方法（玄関帳場代替設備（令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。）を設置している場合には、面接と同等の方法として市長が認める方法）により、宿泊者の本人確認及び人数確認並びに適切な鍵の受渡し（客室の出入口が鍵を掛けることができるものである場合に限る。）をしなければならない。

2 営業者は、前項の規定による本人確認及び人数確認と併せて、文書、図面等を用いることにより、宿泊者に対し、近隣住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項として市長が別に定めるもの及び施設の使用方法を説明しなければならない。

3 営業者は、宿泊者及び近隣住民からの苦情及び問合せ並びに緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備するとともに、管理者を定めなければならない。

4 営業者は、人を宿泊させる間、施設の内部又は施設外玄関帳場に駐在し、又は管理者等を駐在させなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(防火対策等の整備)

第13条 営業者は、市長が別に定めるところにより、防火対策、火災時の措置、非常災害時の体制等を整備しなければならない。

(保険の加入)

第14条 管理者不在簡易宿所に係る営業者は、当該管理者不在簡易宿所の火災により近隣の建築物等に与えた損害を補償するための保険又は共済に加入するよう努めなければならない。

第5条を第10条とし、同条の次に次の章名を付する。

第4章 宿泊者の衛生に必要な措置の基準

第4条を第9条とする。

第3条第1項中「昭和32年政令第152号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「、第2項第7号及び第3項第5号に規定する」を「の規定による旅館・ホテル営業の施設に係る」に改め、同項第1号キを同号サとし、同号カを次のように改める。

カ 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造であること。

第3条第1項第1号カの次に次のように加える。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設ける場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ク 水位計配管は、配管内の洗浄及び消毒ができる構造であること。

ケ 調節箱（洗い場の湯栓やシャワーに送る湯の温度を調節するための水槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、点検、清掃及び消毒ができる構造であること。

コ 貯湯槽を設ける場合は、次によること。

(ア) 貯湯槽は、内部の湯水の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を備えること。ただし、内部の湯水を消毒する設備を設ける場合は、この限りでない。

(イ) 内部の湯水を完全に排水できる構造であること。

第3条第2項を次のように改める。

2 令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設に係る条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に適合すること。

(2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場（管理者不在簡易宿所にあっては、施設外玄関帳場）を設けること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(3) 施設の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲げること。

(ア) 営業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(イ) 管理者の連絡先

(ウ) 施設の名称

(エ) 施設外玄関帳場を設置した場合にあっては、当該施設外玄関帳場の所在地及び連絡先

第3条に次の1項を加える。

3 令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設に係る条例で定める構造設備の基準は、第1項各号（第3号イを除く。）に掲げる基準に適合することとする。第3条を第7条とし、同条の次に次の1条及び章名を加える。

（管理者不在簡易宿所の構造設備の基準の特例）

第8条 管理者不在簡易宿所及び施設外玄関帳場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 管理者不在簡易宿所の出入口は、鍵を掛けることができるものであること。

(2) 管理者不在簡易宿所は、宿泊者が管理者等と連絡を取ることができる電話機その他の機器を有すること。

(3) 施設外玄関帳場は、当該管理者不在簡易宿所への人の出入りの状況を確認すること

ができる設備を有すること。

(4) 施設外玄関帳場は、当該管理者不在簡易宿所におおむね10分以内に到着することができる場所に設けること。

(5) 施設外玄関帳場は、外部から見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲げること。

ア 管理者不在簡易宿所の名称

イ 施設外玄関帳場である旨

第3章 清純な施設環境を保持すべき施設等

第2条の次に次の4条及び章名を加える。

(基本理念)

第3条 旅館業の適正な運営の確保は、宿泊者に対して良質で多様なサービスを提供するために行われなければならない。

2 旅館業の適正な運営の確保は、宿泊者及び市民にとって安全で安心なものとなるよう行われなければならない。

3 旅館業の適正な運営の確保は、地域の生活環境との調和に配慮して行われなければならない。

4 旅館業の適正な運営の確保は、地域コミュニティの活性化に寄与するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、旅館業の適正な運営の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(営業者等の責務)

第5条 営業者等は、基本理念にのっとり、自主的にサービスの向上に努めなければならない。

2 営業者等は、基本理念にのっとり、本市が実施する旅館業の適正な運営の確保に関する施策に協力しなければならない。

3 営業者等は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性を理解し、その営業する施設が所在する地域において行われる地域活動（金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例（平成29年条例第1号）第2条第3号に規定する地域活動をいう。）に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、市及び営業者等が行う旅館業の適正な運営の確保に関する取組への理解を深めるとともに、本市が実施する旅館業の適正な運営の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 構造設備の基準

附 則

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設でこの条

例の施行の際現に存するもの及びこの条例の施行の際現に許可の申請がなされている旅館業の施設の構造設備の基準については、改正後の第7条（第2項第3号を除く。）及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後において、これらの施設の増築、改築又は大規模の修繕を行う場合は、この限りでない。

金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第22号

金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例

金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 住宅宿泊事業の実施の制限（第7条）
- 第3章 住宅宿泊事業の適正な運営（第8条—第14条）
- 第4章 雜則（第15条・第16条）
- 第5章 罰則（第17条）

附則

第1章 総則

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、住宅宿泊事業の適正な運営の確保について、基本理念を定め、並びに市及び住宅宿泊事業者等の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限その他の住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、宿泊者に安全で安心な宿泊環境を提供し、かつ、市民の安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

第2条中「条例において」を「条例で」に改め、「による」の次に「ほか、次に定めるところによる」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 住宅宿泊事業者等 住宅宿泊事業者その他の住宅宿泊事業に携わる者をいう。
- (2) 届出住宅 法第3条第1項の規定による届出（法附則第2条第1項前段の規定により法第3条第2項及び第3項の規定の例により行う届出を含む。以下同じ。）に係る住宅をいう。
- (3) 近隣住民 届出住宅の近隣に居住する者であって、当該届出住宅における住宅宿泊事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがあるものをいう。
- (4) 現地対応管理者 法第11条第1項の規定により住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業務を委託した住宅宿泊管理業者（当該住宅宿泊管理業者が法人である場合にあっては、

その使用人その他の従業者を含む。)若しくは同項ただし書の規定により自ら届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者から住宅宿泊管理業務の一部の委託を受けた者(当該委託を受けた者が法人その他の団体である場合にあっては、その使用人その他の従業者を含む。)であって、届出住宅において、宿泊者及び近隣住民からの苦情及び問合せ並びに緊急の事態に対応するものをいう。

第6条を第16条とし、同条の次に次の1章を加える。

第5章 罰則

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者(宿泊者を除く。)

第5条を第12条とし、同条の次に次の2条、章名及び1条を加える。

(勧告及び命令)

第13条 市長は、住宅宿泊事業者が第8条の規定に違反した場合であって、住宅宿泊事業による公衆衛生上の危害の発生又は拡大のおそれがあるときその他住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第14条 市長は、住宅宿泊事業者に対し、法第15条、第16条第1項若しくは第2項若しくは第42条第2項又は前条第2項の規定による命令をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた住宅宿泊事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 命令に係る届出住宅の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

第4章 雜則

(報告徴収及び立入検査)

第15条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、住宅宿泊事業者が住宅宿泊事業を営む施設その他関係施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者及び宿泊者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4条を第11条とし、第3条の見出しを削り、同条を第7条とし、同条の次に次の章名及び3条を加える。

第3章 住宅宿泊事業の適正な運営

(住宅宿泊事業の適正な実施)

第8条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の内部において、面接の方法により、全ての宿泊者の本人確認及び人数確認をしなければならない。ただし、面接と同等の方法として市長が認める方法により全ての宿泊者の本人確認及び人数確認を行うときは、この限りでない。

2 住宅宿泊事業者は、前項の規定による本人確認及び人数確認と併せて、文書、図面等を用いることにより、宿泊者に対し、近隣住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項として市長が別に定めるもの（当該届出住宅が共同住宅に存する場合にあっては、その共用部分を適切に使用するために留意すべき事項を含む。）を説明しなければならない。

3 住宅宿泊事業者は、前項の規定により説明すべき事項を記載した書面（当該事項を必要に応じ直ちに表示することができる機器を含む。）を、宿泊者の見やすい場所に備え付けなければならない。

4 住宅宿泊事業者は、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務が住宅宿泊管理業者により行われるべきときは、当該届出住宅に人を宿泊させる間、現地対応管理者を、当該届出住宅若しくは当該届出住宅が存する建築物の内部又は当該届出住宅におおむね10分以内に到着することができる場所（以下この項において「現地対応管理者待機場所」という。）に駐在させなければならない。ただし、現地対応管理者待機場所に現地対応管理者を駐在させた場合と同等以上の水準で近隣住民からの苦情及び問合せに対応することができ、かつ、緊急の事態にも対応することができると市長が認めるときは、当該届出住宅に市長が認める時間以内に到着することができる場所に現地対応管理者を駐在させることをもって代えることができる。

(防火対策等の整備)

第9条 住宅宿泊事業者は、市長が別に定めるところにより、防火対策、火災時の措置、非常災害時の体制等を整備しなければならない。

(保険の加入)

第10条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務が住宅宿泊管理業者により行われるべきときは、当該届出住宅の火災により近隣の建築物等に与えた損害を補償するための保険又は共済に加入するよう努めなければならない。

第2条の次に次の4条及び章名を加える。

(基本理念)

第3条 住宅宿泊事業の適正な運営の確保は、宿泊者に対して良質で多様なサービスを提供するために行われなければならない。

2 住宅宿泊事業の適正な運営の確保は、宿泊者及び市民にとって安全で安心なものとな

るよう行われなければならない。

3 住宅宿泊事業の適正な運営の確保は、地域の生活環境との調和に配慮して行われなければならない。

4 住宅宿泊事業の適正な運営の確保は、地域コミュニティの活性化に寄与するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(住宅宿泊事業者等の責務)

第5条 住宅宿泊事業者等は、基本理念にのっとり、自主的にサービスの向上に努めなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、基本理念にのっとり、本市が実施する住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策に協力しなければならない。

3 住宅宿泊事業者等は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性を理解し、その届出住宅が所在する地域において行われる地域活動（金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例（平成29年条例第1号）第2条第3号に規定する地域活動をいう。）に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、市及び住宅宿泊事業者等が行う住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する取組への理解を深めるとともに、本市が実施する住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 住宅宿泊事業の実施の制限

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

金沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第23号

金沢市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

金沢市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号カ中「1週間」を「、1週間」に改め、「とともに、消毒を行う」を削り、同号キ中「と浴槽との間の配管は、適宜消毒を行い、」を「及び循環配管（湯水を浴槽と濾過器等との間で循環させるための配管をいう。）は、1週間に1回以上高濃度の塩素その他適切な薬剤により消毒するとともに、1年に1回程度は適切な方法により」に改め、同号コただし書中「壁面」を「内部」に改め、同号サ中「設備」の次に「（以下「気泡発生装置等」という。）」を加え、「にあっては、浴槽水に浴用剤を加えない」を「は、次による」に改め、同号サに次のように加える。

(ア) 連日使用する浴槽水を使用しないこと。ただし、適切な衛生措置を行うときは、

この限りでない。

- (イ) 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないよう清掃及び消毒を行うなど、適切に管理すること。
(ウ) 浴槽水に浴用剤を加えないこと。

第4条第2号中タをナとし、シからソまでをチからトまでとし、サの次に次のように加える。

シ 水位計配管は、内部に生物膜が形成されないよう消毒すること。

ス 貯湯槽を設ける場合は、次によること。

- (ア) 貯湯槽内の湯水の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯水を消毒すること。

- (イ) 貯湯槽内の生物膜の状況を監視するとともに、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

セ 調節箱（洗い場の湯栓やシャワーに送る湯の温度を調節するための水槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、内部の生物膜の状況を監視するとともに、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

ソ 浴室のシャワー設備は、内部の水が置き換わるよう定期的に通水し、清掃及び消毒を行うなど、適切に管理すること。

タ 屋外に浴槽を設ける場合は、浴槽に植栽等の土が入り込まないよう注意するなど、適切に管理すること。

第4条第4号中トをネとし、テをヌとし、ツをニとし、同号チ中「気泡発生装置等の」を「気泡発生装置等を設ける場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、」に改め、同号チを同号ツとし、同号ツの次に次のように加える。

テ 水位計配管は、配管内の洗浄及び消毒ができる構造にすること。

ト 調節箱を設ける場合は、点検、清掃及び消毒ができる構造にすること。

ナ 貯湯槽を設ける場合は、次によること。

- (ア) 貯湯槽は、内部の湯水の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を備えること。ただし、内部の湯水を消毒する設備を設ける場合は、この限りでない。

- (イ) 内部の湯水を完全に排水できる構造にすること。

第4条第4号タの次に次のように加える。

チ 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造にすること。

第5条第1号ア中「同号ツ(ア)及びテ(ア)」を「同号ニ(ア)及びヌ(ア)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている公衆浴場でこの条例の施行の際現に存するもの及びこの条例の施行の際現に許可の申請がなされている公衆浴場の構造及び設備に係る措置の基準については、改正後の第4条第4号及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日以後において、これらの公

衆浴場の浴室の増築、改築又は大規模の修繕を行う場合は、この限りでない。

金沢市興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第24号

金沢市興行場法施行条例の一部を改正する条例

金沢市興行場法施行条例（昭和59年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号本文中「及び喫煙場所」を削り、同号ただし書を削る。

第8条第2項第2号前段中「、喫煙場所」を削り、同号後段を削る。

第12条第1項第7号中「喫煙に関する事項その他の」を削り、「事項を」を「衛生上の注意事項を」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第25号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「登録し、かつ、その旨を公告しなければ」を「登録しなければ」に改める。

第8条第1項中「抹消し、かつ、その旨を公告しなければ」を「抹消しなければ」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修）

第9条の2　浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、規則で定めるところにより、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修を受けさせなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第26号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(9) 旅館・ホテル 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設をいう。

(10) 簡易宿所 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設（金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例（平成24年条例第76号）第2条第7号に規定する施設外玄関帳場を除く。）をいう。

第10条の見出し中「策定」を「策定等」に改め、同条第3項後段を削り、同条に次の4項を加える。

4 住民等は、まちづくり計画の策定に着手した場合において、次条第1項の規定に基づくまちづくり協定の締結に向けた準備をしている地区（以下「まちづくり協定準備地区」という。）として公表を希望するときは、その旨を市長に申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定による申出があった場合において、まちづくり協定準備地区として公表することが適当であると認めるときは、当該申出の内容等を公表するものとする。

6 市長は、第4項の規定による申出を行った住民等から申出があったときその他必要があると認めるときは、前項の規定による公表を取りやめることができる。

7 第3項から前項までの規定は、まちづくり計画を変更する場合について準用する。

第14条第1項に次の1号を加える。

(6) 旅館・ホテル又は簡易宿所に係る開発事業

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項第6号に掲げる開発事業を行おうとする場合において、同項の規定による実施計画書の提出をした日後に、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第5条第1項の規定による標識の掲出があったときは、本文の規定による標識の設置があったものとみなす。

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(8) 旅館・ホテル 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設をいう。

(9) 簡易宿所 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設（金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例（平成24年条例第76号）第2条第7号に規定する施設外玄関帳場を除く。）をいう。

第3条の見出し中「策定」を「策定等」に改め、同条第3項後段を削り、同条に次の

4項を加える。

4 住民等は、土地利用基準の策定に着手した場合において、次条第1項の規定に基づく土地利用協定の締結に向けた準備をしている地区（以下「土地利用協定準備地区」という。）として公表を希望するときは、その旨を市長に申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定による申出があった場合において、土地利用協定準備地区として公表することが適当であると認めるときは、当該申出の内容等を公表するものとする。

6 市長は、第4項の規定による申出を行った住民等から申出があったときその他必要があると認めるときは、前項の規定による公表を取りやめることができる。

7 第3項から前項までの規定は、土地利用基準を変更する場合について準用する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(6) 旅館・ホテル又は簡易宿所に係る開発事業

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項第6号に掲げる開発事業を行おうとする場合において、同項の規定による実施計画書の提出をした日後に、金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第5条第1項の規定による標識の掲出があったときは、本文の規定による標識の設置があったものとみなす。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第2条に2号を加える改正規定、第14条第1項に1号を加える改正規定及び同条第2項にただし書を加える改正規定、第2条中金沢市における土地利用の適正化に関する条例第2条に2号を加える改正規定、第6条第1項に1号を加える改正規定及び同条第2項にただし書を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（以下「新まちづくり条例」という。）の規定は、令和2年10月1日以後に着手する新まちづくり条例第2条第2号に規定する開発事業について適用する。

3 第2条の規定（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の金沢市における土地利用の適正化に関する条例（以下「新土地利用条例」という。）の規定は、令和2年10月1日以後に着手する新土地利用条例第2条第2号に規定する開発事業について適用する。

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第27号

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「もの。」を「もの」に改め、同号ただし書を削り、同項第8号中「男性用及び女性用に区分した」を削り、同項第10号中「次のいずれかに該当するもの。」を「ベッドの数が1であり、かつ、定員が2人以上である客室の数の全客室数に対する割合が規則で定める割合を超える構造であるもの」に改め、同号ただし書並びに同号ア及びイを削り、同条第2項中「施設」の次に「（金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例（平成24年条例第76号）第2条第7号に規定する施設外玄関帳場を除く。）」を加える。

第4条第3項中「第2条第3項各号に規定する修繕又は模様替をしようとするホテル等に係る」を削り、「同条第1項各号」を「第2条第1項各号」に、「修繕又は模様替をしようとする建築物の構造及び設備上」を「ホテル等の立地上、構造上、設備上その他の理由により」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第7号、第8号及び第10号並びに第4条第3項の規定は、令和2年4月1日以後にホテル等の確認の申請がなされるホテル等の建築について適用し、同日前にホテル等の確認の申請がなされたホテル等の建築については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第28号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の3中「（以下「金沢市民野球場等」という。）」を削る。

第14条中「金沢市民野球場等」を「次に掲げる公園及び公園施設（以下これらを「指定管理公園等」という。）」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 金沢南総合運動公園（金沢市体育施設条例第2条に規定する金沢市営陸上競技場及び金沢市営球技場に係る部分を除く。）
- (2) 第3条の2第1項各号に掲げる公園施設

第15条第1項第1号中「金沢市民野球場等」を「第3条の2第1項各号に掲げる公園施設」に改め、同項第2号及び第3号中「金沢市民野球場等」を「指定管理公園等」に改める。

第16条第4項及び第18条中「金沢市民野球場等」を「指定管理公園等」に改める。

別表第5第2項の表中「440円」を「460円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第5第2項の表の改正規定は令和2年7月1日から施行する。
- 2 金沢南総合運動公園（金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第2条に規定する金沢市営陸上競技場及び金沢市営球技場に係る部分を除く。）の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第29号

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「区域」の次に「（以下「開発区域」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第29条第1項の規定による許可を受けて開発区域の面積が3,000平方メートル以上である開発行為をしようとする者は、あらかじめ、当該開発区域内の緑化の目標を設定した計画を策定し、市長に届け出なければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項後段の規定は、この条例の施行の日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可の申請をする者について適用する。

金沢市営住宅条例及び金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第30号

金沢市営住宅条例及び金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

（金沢市営住宅条例の一部改正）

第1条 金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第9号ウ」を「第9号イ」に改め、「及び同号イに該当する者（以下「大規模災害被害者」という。）」を削り、「、大規模災害被害者」の次に「（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条第1項第2号に規定する被災者等（同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和

3年3月11日後であるときは、同日)までの間に限る。)又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者をいう。」を加え、「の条件」を「に掲げる条件」に改め、同項第3号ア中「特に」を「入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に」に改め、同条第2項第9号中「アからウまでの」を「ア又はイの」に改め、同号ア中「又はウ」を削り、同号イを削り、同号ウ中「(イに該当する者を除く。)」を削り、同号ウを同号イとし、同条第4項第3号中「15歳」を「18歳」に改める。

第11条第1項第1号中「石川県内に居住する者(特別の事情があると市長が認める入居決定者にあっては、石川県外に居住する者を含む。)で、」を削り、「もの」を「者」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号に規定する連帯保証人は、入居時における12か月分の家賃に相当する金額を極度額として、その履行をする責任を負う。

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第14条第2項中「法第16条第4項の国土交通省令で定める」を「公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第8条に規定する」に改める。

第15条第2項中「公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)」を「省令」に改め、同条第5項中「法第16条第4項の国土交通省令で定める」を「省令第9条に規定する」に改める。

第20条第1項中「3月分」を「3か月分」に改め、同条第4項中「前項の敷金の還付に際しては」を「敷金には」に改める。

第22条第1項中「(畳の修繕、障子又はふすまの紙の張り替えその他の軽微な修繕で市長が定めるものに要する費用(以下「軽微な修繕費用」という。)を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第23条に次の1号を加える。

(4) 前条第1項において本市が負担することとされているもの以外の市営住宅等の修繕に要する費用

第44条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第60条中「のうち、車両総重量が2トン以下の普通自動車」を削る。

第68条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

(金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 金沢市特定公共賃貸住宅条例(平成14年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第2条第5号」を「第2条第7号」に改める。

第10条第1項第1号中「石川県内に居住して」を削り、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を

同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号に規定する連帯保証人は、入居時における12か月分の家賃に相当する金額を極度額として、その履行をする責任を負う。

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができます。

第22条第1項中「3月分」を「3か月分」に改め、同条第3項中「前項の敷金の還付に際しては」を「敷金には」に改める。

第24条第1項中「(畳の修繕、障子又はふすまの紙の張り替えその他の軽微な修繕で市長が定めるものに要する費用(以下「軽微な修繕費用」という。)を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第25条に次の1号を加える。

(4) 前条第1項において本市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅の修繕に要する費用

第35条中「のうち、車両総重量が2トン以下の普通自動車」を削る。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の金沢市営住宅条例(以下「新市営住宅条例」という。)第11条第3項の規定及び第2条の規定による改正後の金沢市特定公共賃貸住宅条例第10条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に連帯保証人となる者について適用し、同日前に連帯保証人となった者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る新市営住宅条例第44条第3項及び第68条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第31号

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第2号)の一部を

次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第32号

金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例

金沢市農村下水道条例（平成4年条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表薬師谷地区農村下水道の項を削る。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の最後の検針日の翌日から施行日の前日までにおける改正前の別表に規定する薬師谷地区農村下水道の処理区域に係る農村下水道の使用料の算定方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、公営企業管理者が定める。

金沢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第33号

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「461人」を「468人」に、「531人」を「538人」に、「240人」を「242人」に、「1,232人」を「1,248人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年(2020年)3月25日 印刷 発行人
令和2年(2020年)3月25日 発行 発行所
定価 120円 印刷所 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄